

目次

はじめに	1
第1章 現状と課題	2
1 沿革	2
2 整備状況等	4
3 市民意識	8
4 課題	14
第2章 基本的な考え方と方針	16
1 指針の位置づけ	16
2 指針の対象	17
3 再生により目指す姿	18
4 再生の進め方	22
第3章 再生の取組み	24
1 ポテンシャルの把握	24
2 公園の特色を伸ばす再整備	25
3 維持管理	31
4 運営管理	34
5 総合的なマネジメント	37
参考資料	38
■ 公園を取り巻く状況	38
■ 客観的な指標を用いた公園のポテンシャル評価	41

はじめに

名古屋市（以下、本市とする）は、都市計画や土地区画整理事業により、まちの社会基盤の整備とともに、公園の整備を進めてきました。

現在は、総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園等の公園が市内に整備され、市営、県営を合わせると1,502か所、市域面積の約5%に相当する約1,643haの公園ストックとなっています。

一方、市の公園※の約6割が開園から40年以上経過しており、まちの変化に対応できていない公園もみられます。令和5年12月に、名古屋市緑の審議会に「これからの公園緑地のあり方」について諮問し、専門部会において既設の公園の再生について調査審議を重ね、令和7年2月に中間報告がなされました。

市の公園数の9割以上を占める街区・近隣・地区公園など、地域に身近な公園を地域に求められる姿に変えていくために、基本的な考え方や事業の進め方を定めることとし、ここに「地域に身近な公園再生指針（以下、本指針とする）」を策定します。



■まちの社会基盤として土地区画整理事業で整備された公園
（上：南区平子第一公園（S49）、下：南区星崎第一公園（S48））

※特に記載のない場合、本市が管理する都市公園のこと（県営公園は含まない）。

第1章 現状と課題

名古屋市の公園の現状を把握し、地域に身近な公園の再生を進めるにあたって解決すべき課題について整理します。

1 沿革

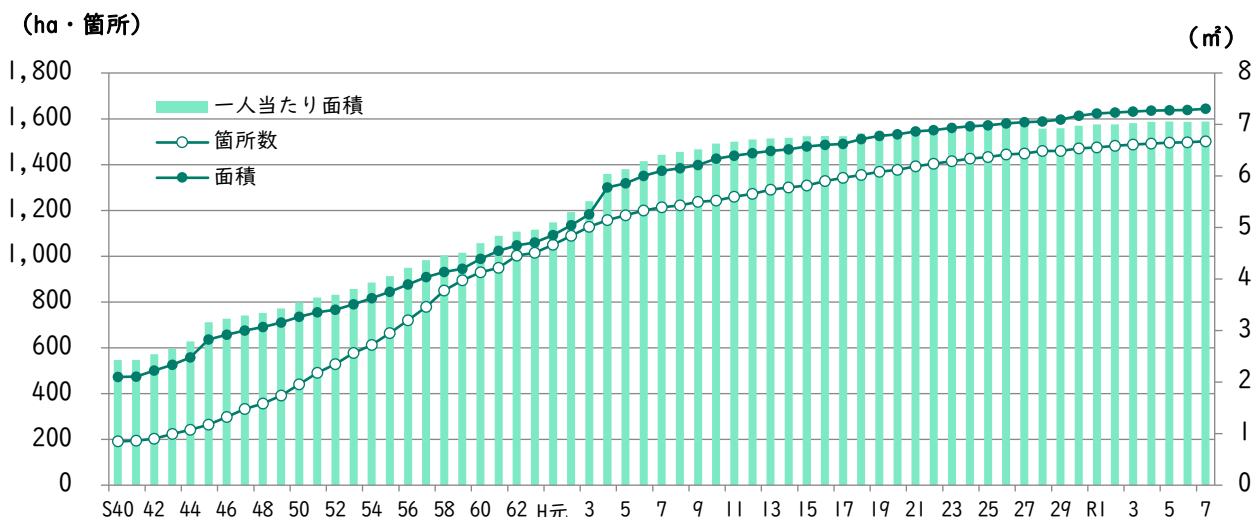
本市における最初の公園として、明治12(1879)年、浪越公園(現在の那古野山古墳公園)が開園しました。大正8(1919)年には(旧)都市計画法が制定され、大正15(1926)年に東山公園や志賀公園など24か所、550haを初めて都市計画決定しました。戦後、昭和21(1946)年から復興土地区画整理事業を開始し、市街地内において公園の計画的な配置を進めました。

昭和47(1972)年、都市公園等整備緊急措置法が制定され、国の重点事業として都市公園整備を計画的に進めることが打ち出されました。これに基づき第1次都市公園等整備五箇年計画(第1次から第6次まで。第6次は七箇年)がスタートし、急速に公園が整備されました。

現在は、新規の公園整備として、街区公園の適正配置、長期未整備公園緑地の事業推進に取り組んでいます。

■市内の都市公園数、一人当たり公園面積の推移※県営都市公園を含む

年度	面積 (ha)	箇所数	一人当たり面積 (㎡)
S40 (1965)	472.58	191	2.43
S50 (1975)	735.72	441	3.55
S60 (1985)	988.95	929	4.70
H7 (1995)	1,373.23	1,213	6.41
H17 (2005)	1,490.03	1,342	6.77
H27 (2015)	1,585.09	1,449	6.97
R7 (2025)	1,643.49	1,502	7.05



本市においては、緑に係る行政計画に公園整備を位置づけ、地域に身近な公園の整備を進めてきました。昭和 60 年代以降は「ユニーク公園づくり」「花の名所公園づくり」「みんなのアイデア公園づくり」により特色ある公園整備を行ってきました。また、平成元年からは老朽化した公園の再生をはかる「公園リフレッシュ事業」、近年では国のストック再編事業による再生を進めてきました。

■公園事業の沿革

年度	国の動き	本市の動き	
		緑に係る行政計画	主な再整備事業
S47 (1972)	都市公園等整備緊急措置法制定 第1次都市公園等整備五箇年計画		
S48 (1973)		緑のまちづくり構想	
S49 (1974)		緑化5か年計画	
S55 (1980)		緑の総合計画	
S61 (1986)			ユニーク公園、花の名所公園、 みんなのアイデア公園の整備開始 (3公園、5公園、14公園)
H1 (1989)			公園リフレッシュ事業開始 (168公園で整備)
H2 (1990)		緑のランドデザイン 21	
H8 (1996)	第6次都市公園等整備五箇年計画		
H10 (1998)	第6次都市公園等整備五箇年計画 改正(七箇年に延長)		
H12 (2000)		花・水・緑 なごやプラン	
H15 (2003)	社会資本整備重点計画法制定		子育て支援公園の整備開始 (11公園で整備)
H19 (2007)			
H23 (2011)		なごや緑の基本計画 2020	
H27 (2015)			ストック再編事業の開始 (24公園で整備)
R3 (2021)		名古屋市みどりの基本計画 2030	



■ユニーク公園(中区池田公園)



■みんなのアイデア公園づくり(昭和区台町ふれあい公園)

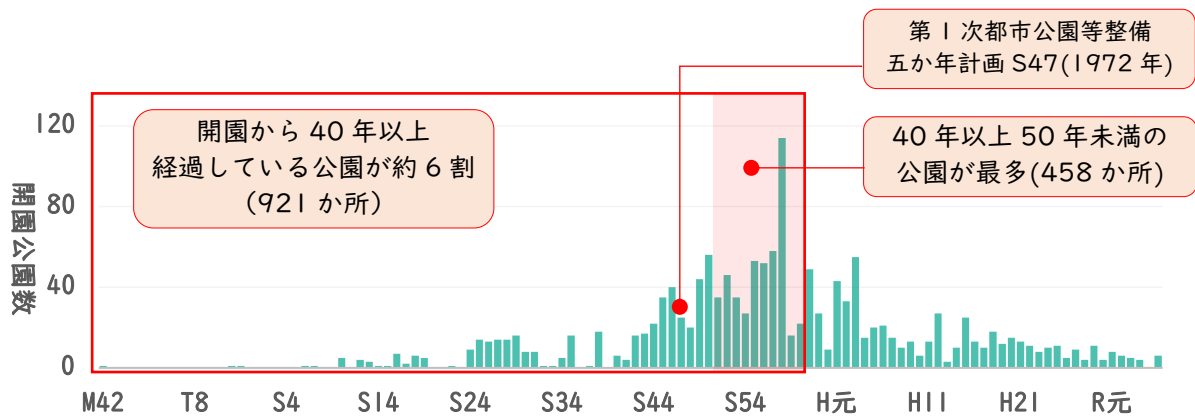
令和3年に策定した「名古屋市みどりの基本計画 2030」では、目指すみどりの都市像に「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」を掲げ、みどりにより高めていきたい3つの力(都市力、地域力、持続力)のうち地域力を高めるプロジェクトの中で、地域に身近な公園の再整備を進めていくこととしています。

2 整備状況等

公園の開園後の経過年数や施設整備・維持管理・運営管理の状況について整理します。

■開園後の経過年数

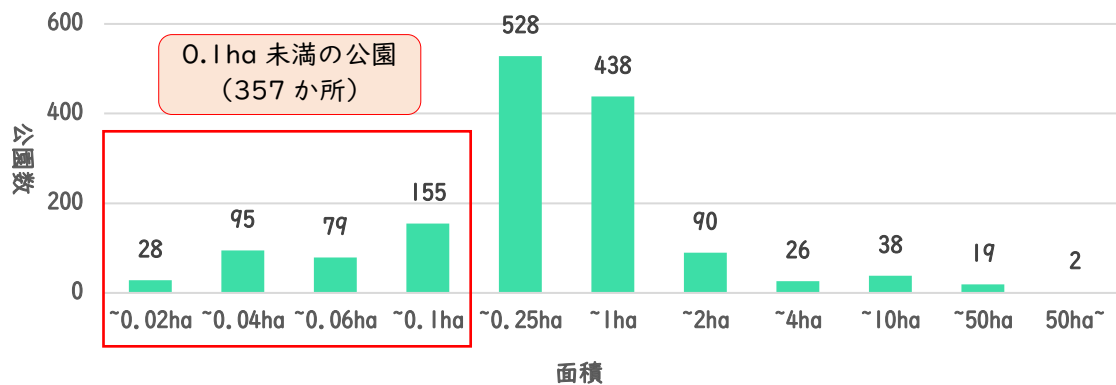
これまでの着実な整備により、市の公園面積は一定程度確保されてきた一方、開園から40年以上経過している公園が全体の約6割で、その中でも40年以上50年未満の公園の箇所数が最も多くなっています。



■都市公園の開園年度からの経過年数 (令和7年4月)

■街区公園の面積規模

地域に身近な公園の中でも、より市民生活に密接に関わる街区公園の面積規模は様々です。面積0.1ha未満の公園は357か所あり、市の公園数全体の約24%を占めていますが、狭小な公園においては、公園に求められる地域の憩いの場、子育て支援、健康増進など、あらゆる機能を確保することは難しい状況です。



■都市公園の面積規模 (令和7年4月)

■遊具等施設の整備状況

ブランコ、鉄棒、砂場の設置数は、市の公園全体でそれぞれ 1,000 基を超えています。また、ブランコ、すべり台、砂場については、公園の三種の神器といわれ、数多くの公園に整備されてきました。

■遊具等施設の整備状況（令和 7 年 4 月）

施設名称		基数
鋼製遊具	ブランコ	1,926
	鉄棒	1,018
	すべり台	902
	複合遊具	721
	その他	914
コンクリート製遊具	砂場	1,233
	小動物	439
	ステップ類	174
	プレイマウント	83
	その他	278

施設名称		基数
振動系遊具		1,085
その他の遊具		224
健康器具系施設		728
バスケットゴール類		112
休養施設	パーゴラ	989
	あずまや・シェルター	831
	テーブル	637
水飲み		1,872
公園灯		10,651
時計		1,342



■ステップ類（名東区赤松公園）



■プレイマウント（昭和区吹上公園）



■振動系遊具（港区川間公園）

■トイレの整備状況

トイレは、市の公園全体で 834 か所あり、バリアフリー化率は約 20%となっています。老朽化したトイレから順に建替えを進めており、建替えの際には、「名古屋市福祉都市環境整備指針」に基づき、バリアフリー化や洋式化を進めています。

■トイレの整備状況（令和 7 年 10 月）

区分	総合公園	地区公園 近隣公園	街区公園	その他	合計 (か所)
トイレ	94	205	430	105	834
うち 車いす対応	34	91	46	18	189



■車いす対応トイレ（中川区八家公園）

■駐車場の整備状況

駐車場は、市の公園のうち 85 公園に 138 か所あり、野球場、テニスコートなどの有料のスポーツ施設の利用者や、その他の一般利用者が自家用車で来園する際に利用しています。有料・無料の区分や管理方法は、公園ごとに異なっている状況です。

一般利用者用駐車場については、公園利用者以外の方の駐車や、長時間の駐車などの課題が継続的に生じています。

また、有料のスポーツ施設利用者用駐車場については、施設利用率が低い平日の昼間を中心に、空き駐車場を利用したいとの要望を受けている一方で、休日等は、駐車場が満車になることで周辺に路上駐車が発生するなど、管理上の課題があります。

■駐車場の整備状況（令和 7 年 4 月）

区分	有料駐車場 (一部期間のみ 有料の駐車場を含む)	無料駐車場 (ナンバー錠、夜間閉鎖など)	合計
一般利用者用	戸田川緑地始め 12 公園・32 か所	洗堰緑地始め 21 公園・28 か所	31 公園・60 か所
有料のスポーツ施設 利用者用	—	稲永公園始め 58 公園・75 か所	58 公園・75 か所
一般・ 有料のスポーツ施設 利用者用混在	庄内緑地始め 5 公園・6 か所	洗堰緑地始め 4 公園・4 か所	9 公園・10 か所
合計	16 公園*・38 か所	73 公園*・107 か所	87 公園・145 か所

※それぞれの区分に同一の公園が含まれることがあるため、公園数の合計値は単純合計とはなりません。

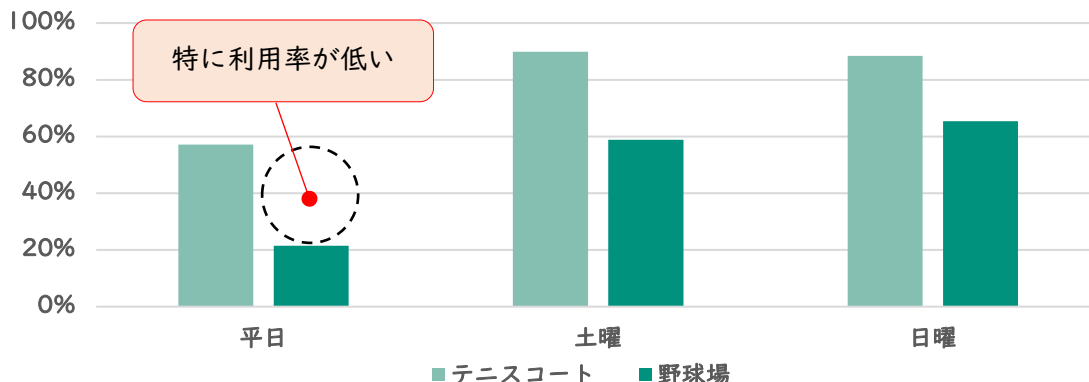
■有料のスポーツ施設の整備状況

昭和 50 年代に入り、有料のスポーツ施設として、テニスコート、野球場を重点的に整備してきました。一方、サッカーやフットサル等のスポーツができる施設については、数が限られています。市民が気軽に様々なスポーツを楽しめるようにしていくことが求められます。

■有料のスポーツ施設の整備状況（令和 7 年 4 月）

施設名称	箇所数
テニスコート	33 公園、88 面（東山、瑞穂除く）
野球場	53 公園、69 面（ソフトボール含む）
ゲートボール場（有料）	1 公園、10 面
室内広場	1 公園
アーチェリー場	1 公園（瑞穂除く）
陸上競技場	公認 1 公園、未公認 3 公園
球技場	1 公園
多目的グラウンド	1 公園、2 面
フットサルコート	1 公園、2 面

これらのスポーツ施設の7割以上が設置から40年以上経過しており、老朽化が課題となっています。スポーツに対するニーズが多様化していることから、施設の利用率を勘案しながら、再整備の機会を捉えて多用途に利用できる施設にすることも考えられます。



■有料のスポーツ施設（テニスコート・野球場）の利用率（令和6年度）

■維持管理の状況

施設を安全な状態に保つため、年2回の定期点検、月2回以上の巡視点検により不具合が確認された場合は、施設修繕を行っています。また、樹木の剪定・刈込みや除草・清掃を行っています。



■遊具の点検（熱田区桜田公園）

■運営管理の状況

緑のまちづくり条例に基づく制度により、公園愛護会をはじめとする1,168団体が公園で活動しています。

団体名	内容	団体数
公園愛護会	・地元住民が中心 ・主に、清掃や除草などを定期的に行う。	1,137
活動承認団体	・幅広く市民や事業者が参加 ・団体の自主的な企画立案により、主に緑地保全、緑化活動を限定的に行う。	17*
緑のパートナー	・幅広く市民や事業者が参加 ・市と協定締結 ・団体の自主的な企画立案と一定の責任分担により総合的な管理運営を行う。	14*

■緑のまちづくり活動団体（令和7年度）

※は、主な活動場所が公園である団体数



■公園愛護会の活動（港区正徳公園）



■行為許可に基づく利用（中区池田公園）

公園は、原則誰でも自由に利用できます。催事、撮影等で独占的な利用をする場合は、公園管理者が許可をしています。

3 市民意識

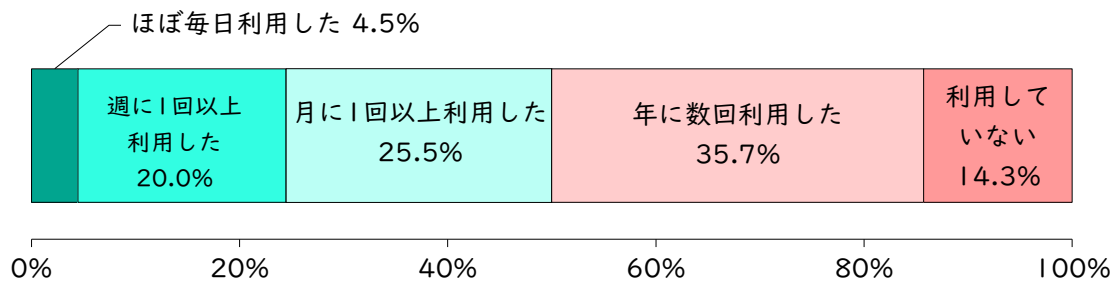
現状の公園に対して感じていることなどを把握するとともに、近くに狭小な公園が複数ある場合に機能を分担することについて、市民の意向を確認しました。

(1) 令和6年度 ネット・モニターアンケート

調査内容	名古屋の「公園」についてのアンケート
調査期間	令和6（2024）年6月28日（金）から7月8日（月）まで
調査対象	市内在住の満18歳以上で、市政に関心のある方（公募）500人
有効回収数	470人（回収率94.0%）

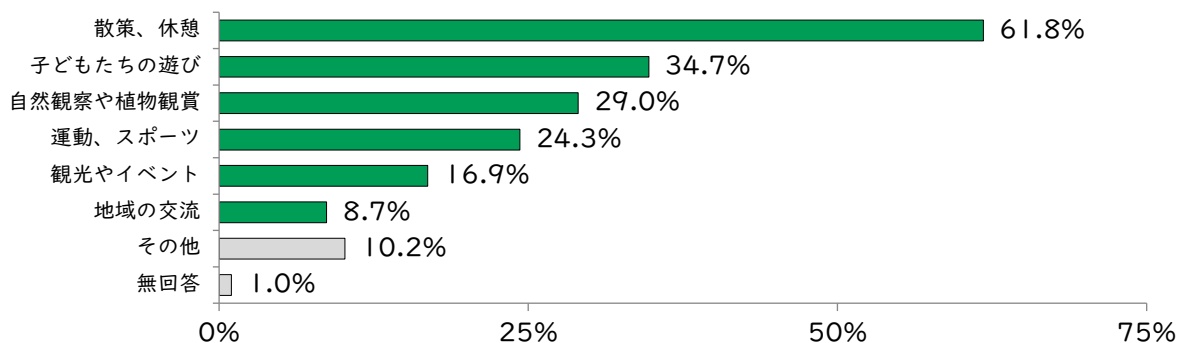
■公園の利用頻度

問 あなたは、過去1年間でどのくらい市内の公園を利用しましたか。（選択は1つ）



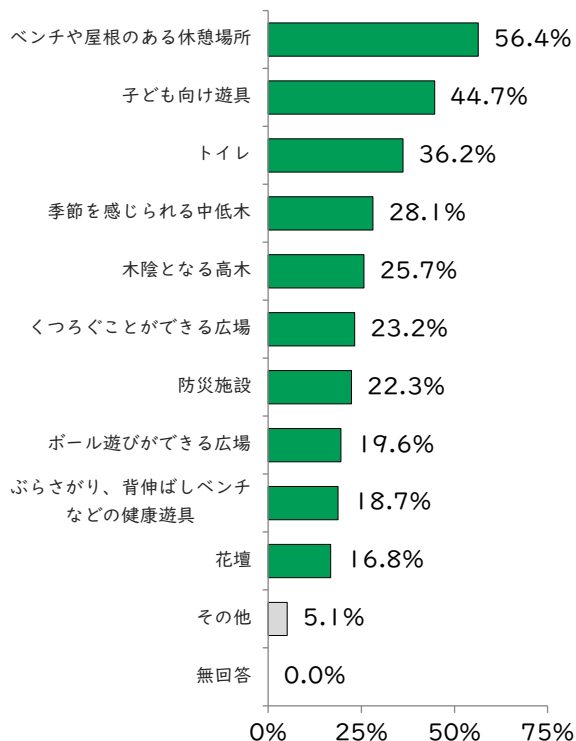
■公園の利用目的

問 あなたが、公園を利用した主な目的は何ですか。（選択は3つまで）



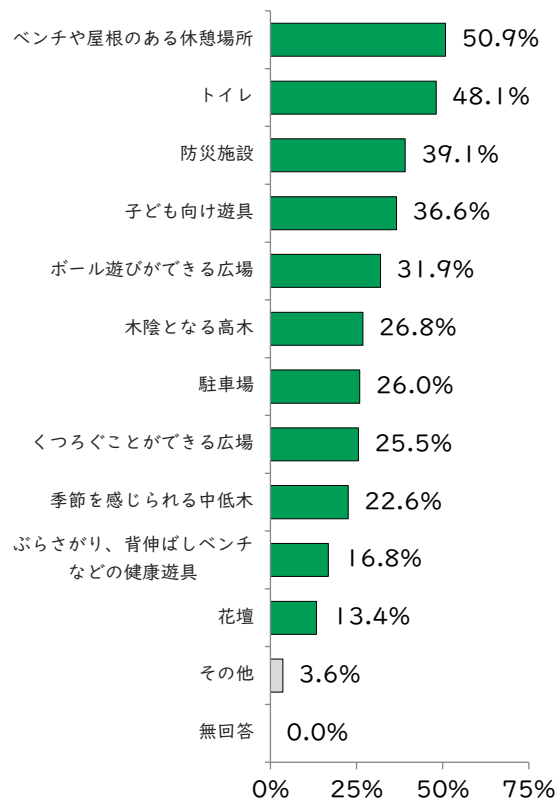
■期待する施設（小規模な公園）

問あなたが、小規模な公園に期待する施設等は何ですか。（選択は3つまで）



■期待する施設（中規模な公園）

問あなたが、中規模な公園に期待する施設等は何ですか。（選択は3つまで）



※アンケートにおける小規模・中規模な公園の定義

小規模な公園 街区公園：街区内に居住する住民を対象とした0.25haを標準とした公園。最も数が多い小さい公園。

中規模な公園 近隣公園：近隣に居住する住民を対象とした2haを標準とした公園。

学区を代表するような、野球場やテニスコートなどの施設が配置できる程度の規模の公園。

地区公園：徒歩圏内に居住する住民を対象とした4haを標準とした公園。各区を代表するような公園。

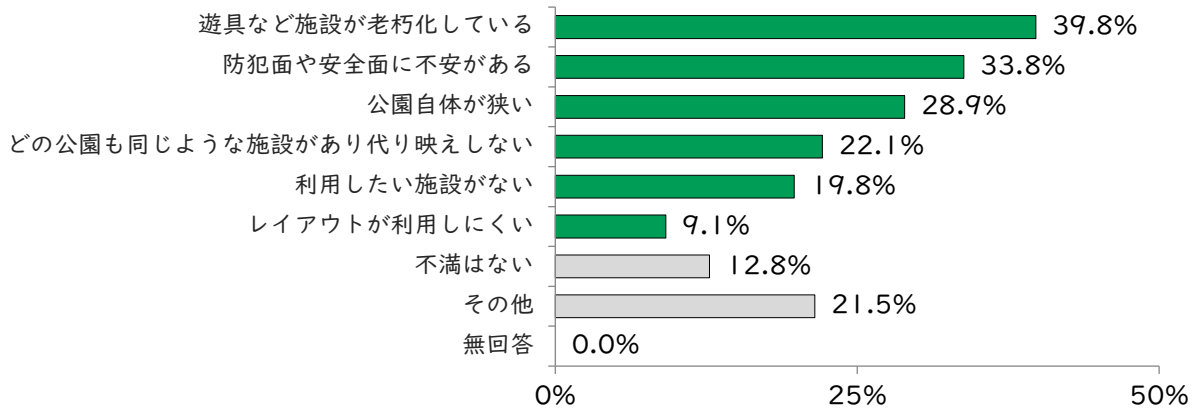
小規模な公園では、ベンチや屋根のある休憩場所、子ども向け遊具、くつろぐことのできる広場などの施設が求められています。

中規模な公園では、小規模な公園と同様に休憩場所やトイレが求められていることに加え、防災施設やボール遊びができる広場といった、面積を生かした施設が期待されており、多くの機能を有することが求められています。

屋根のある休憩場所に対する期待の高さには、近年の夏の猛暑が影響していると考えられます。

■小規模・中規模な公園で不満に思うこと

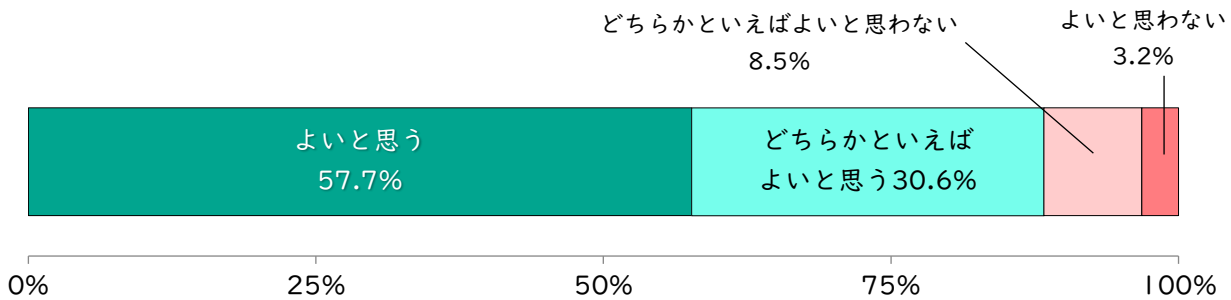
問あなたが、小規模・中規模な公園の現状について不満に思うことは何ですか。（選択は3つまで）



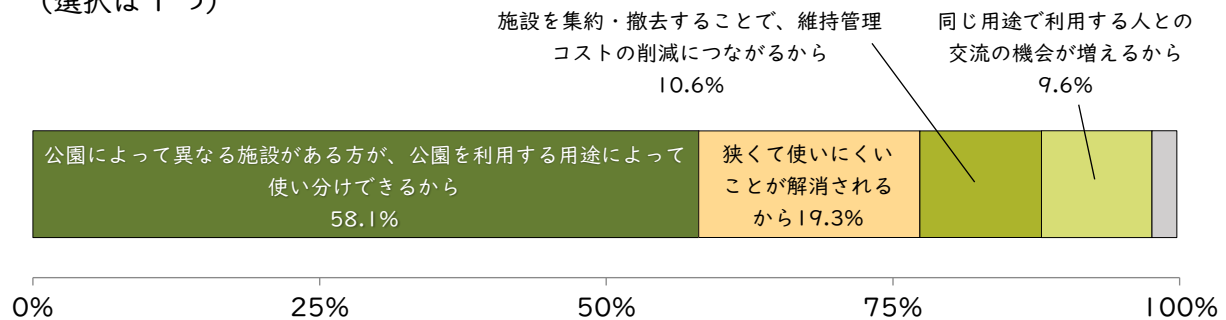
※その他の自由記述として、除草・清掃が不十分、駐車場がない等の回答がありました。

■狭小な公園（300㎡未満）の用途を特化することについて

問あなたは、近くにある狭小な公園（300㎡未満）が機能を分担し、用途に特化した公園づくりをすることについて、よいと思いますか。（選択は1つ）



問あなたが、機能を分担し、用途に特化した公園づくりがよいと思う理由はなんですか。（選択は1つ）



公園で不満に思うことについては、公園施設の老朽化への対応、防犯面や安全面への対策、公園の使いにくさへの対応が求められています。また、どの公園も同じような施設があり代り映えないという画一的な整備に対する不満も見られます。また、その他の不満なこととして、除草・清掃などが不十分であることなどが挙げられ、適切な維持管理が求められています。

さらに、近くにある狭小な公園間で機能を分担し、一定の用途に特化した公園づくりを進めていくことに対して、多くの市民がよいと感じています。

Column

公園の機能分担の取組みについて

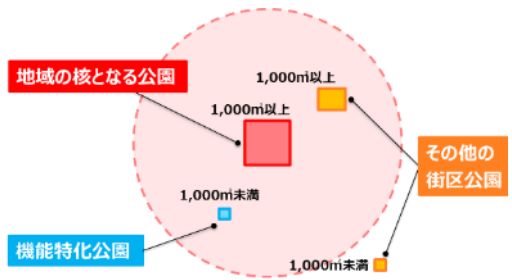
地域に身近な公園の再整備にあたり、近接する公園間で機能を分担し、地域全体として公園の機能を確保している自治体の事例もあります。

○北海道札幌市「札幌市公園整備方針」（令和2（2020）年3月）

施設の老朽化、地域間における公園数の偏りや公園機能の重複といった課題を抱えていることから、公園整備に関する考え方を具体的に整理し、既存公園の再整備に加えて、身近な公園が不足する地域への新規整備や、狭小公園の拡張、公園が密集する地域における機能分担・統合についてまとめています。

公園の整備については、公園種別ごとに視点を整理しており、このうち、街区公園については、立地状況や面積等に応じて、「地域の核となる公園」、「機能特化公園」、「その他の街区公園」の3つに区分されています。

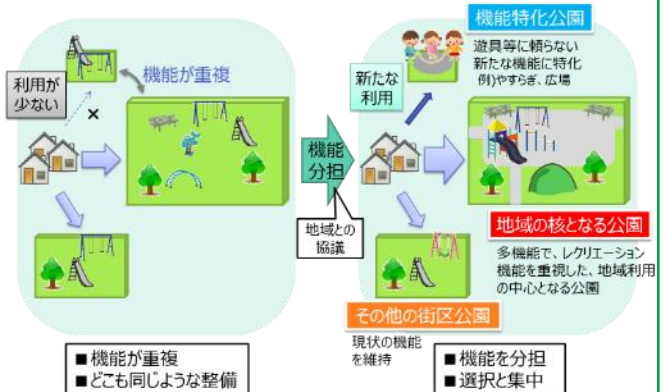
機能分担の必要性など事業の背景について市職員だけでなく市民にも理解できるように努め、方針を原則としつつも、地域のニーズを把握しながら整備内容の検討を行うこととしています。



【機能分担のイメージ↓】【分類の規模・配置イメージ↑】

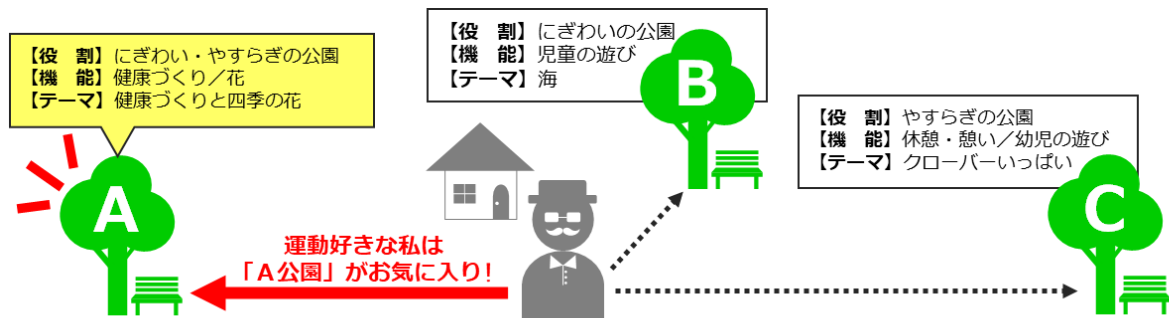
	地域の核となる公園 (1,000㎡以上)	機能特化公園 (1,000㎡未満)	その他の 街区公園
方向性	・地域利用の中心 ・遊具等によるレクリエーション機能を重視	・特定の公園機能に特化 ・遊具に頼らない整備	・現状の公園機能を維持
手法	・再整備(全面・部分) ・施設更新	・再整備(全面・部分) ・施設更新	・施設更新

※再整備:公園機能の再編を伴う整備
施設更新:再編を伴わない老朽化した施設の更新



○東京都足立区「第三次足立区緑の基本計画」（令和2（2020）年12月）

「目的に合わせて選べる公園整備」の流れとして、地域ごとのバランスを把握しながら、公園の役割では「にぎわいの公園」と「やすらぎの公園」に大きく分類し、公園ごとに「児童の遊び」、「休憩・憩い」など機能を割り当てることで公園のテーマを決めて特色や個性をイメージしやすい公園に改修することが示されています。



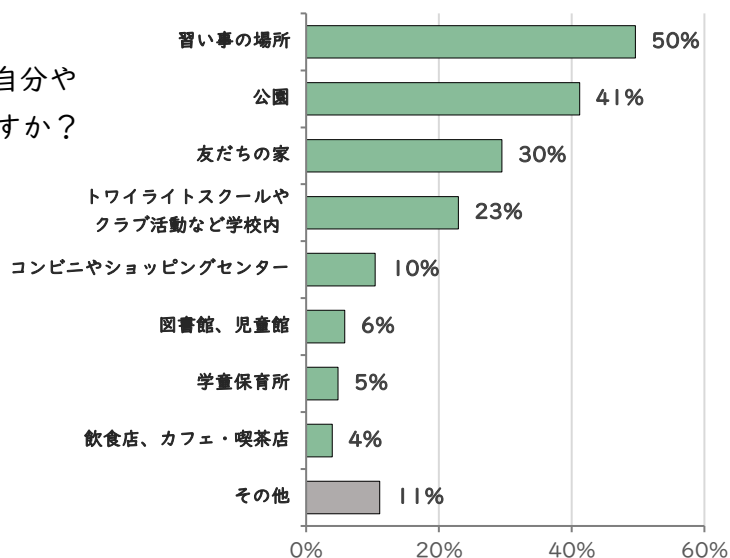
※公園の面積に応じて、複数の役割・機能を担う場合があります。

(2) 令和6年度 子どもアンケート

調査内容	名古屋の「公園」についてのアンケート
調査期間	令和6（2024）年9月9日（月）から9月30日（月）まで
調査対象	市内の市立学校に通学する小学生・中学生・高校生
有効回収数	3,049人（小学校低学年800人、高学年1,519人、中学生685人、高校生45人）

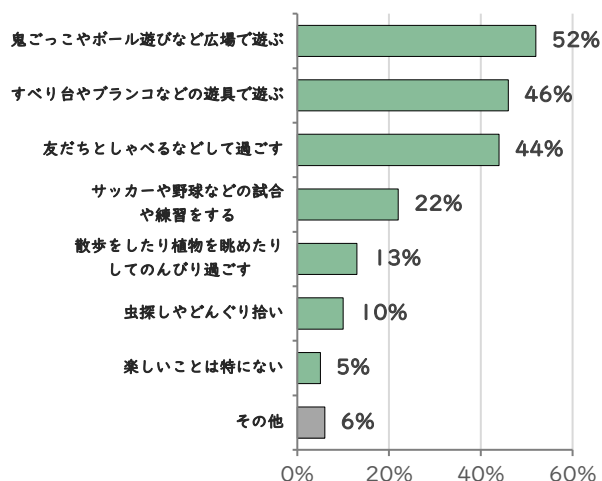
■平日の授業後に過ごす場所について

問 あなたは平日の授業が終わった後、自分や
 親戚の家以外で主にどこで過ごしますか？
 （選択は3つまで）



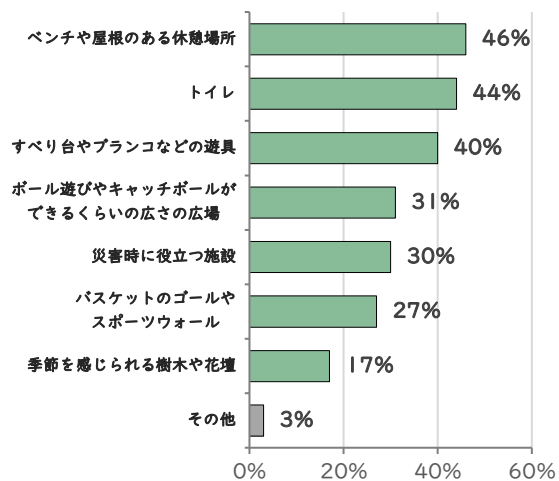
■公園でするのが楽しいことについて

問 あなたは公園でどんなことをするのが
 楽しいですか？（選択は3つまで）



■公園であつたらよいと思うものについて

問 小さな公園にあつたらよいと思うものは
 なんですか？（選択は3つまで）



平日の終業後に過ごす場所では、習い事の場所に次いで「公園」と答えた人が多く、公園は子どもたちにとって身近なサードプレイスとして重要な居場所といえます。

また、公園での楽しい過ごし方として、広場で遊ぶ、遊具で遊ぶと、友だちとしゃべるなどして過ごすという回答が半数ほどを占めました。あつたらよいと思うものについては、やりたいことに関連した広場、遊具、休憩場所、トイレなどが求められています。

保育園や学童保育施設による公園利用

地域に身近な公園は、歩いていけるような場所にあり、特に子どもたちにとっては生活の一部ともいえます。公園は個人や友人、家族などで利用されることもありますが、保育園や学童保育施設による利用もされています。さらに近年では、園庭のない保育園も増えている中、保育園や学童保育施設、子育て支援施設にとって、公園がどのようにとらえられているか個別にヒアリングを行いました。

<ヒアリングの概要>

- ・ヒアリング先：西区の子育て応援拠点、保育園、学童保育施設 合計 10 施設
- ・ヒアリング時期：令和 6 年 2 月～ 3 月



■子育て応援拠点のヒアリング（西区）

<ヒアリングの項目>

- ・基本属性（定員、保育者数、園庭の有無等）
- ・公園の利用頻度
- ・公園での滞在時間
- ・公園の利用か所
- ・公園での遊びの内容 等

<ヒアリングの結果>

- ・園庭のある保育園では週 1～2 回程度、園庭のない保育園では週 3～5 回程度、保育園の周辺にある公園やどんぐり広場、神社などを利用する実態がありました。
- ・学童保育施設においては、近くにある公園を定期的にご利用されていることが、複数の施設において確認されました。
- ・公園での遊びの内容については、3 歳未満は、植物を見たり広場ではしゃいだり、幼児から小学校低学年ぐらいまでは、アスレチックやグローブジャングルのような遊具でよく遊ぶ一方、小学生高学年ぐらいは広場でドッジボールやサッカーなど、ボール遊びをして過ごしている印象が多いということでした。また、保育者等にとっては、屋根があって日差しを避けられるようなスペースがあるとよいといった声もありました。
- ・さらに、子育て応援拠点では、公園で遊べるようになるのは大体 1 歳後半ぐらいからで、保護者は天候にも左右されず、おもちゃがある屋内の遊び場を選ばれる方も多くいるのではないかというお話しがあり、屋内の遊び場の存在も子育てしやすい社会環境づくりにとって重要な場所であることがわかりました。
- ・今回のヒアリングは、あくまで一部ですが、保育園や学童保育施設にとって公園はなくてはならない存在であることがわかりました。また、保育園や学童保育施設の近くに公園があれば日常的により多くの人に公園を利用してもらえる可能性が高まるものと考えられます。



■学童保育施設の子どもたちが公園を利用する様子（守山区）

4 課題

公園の開園後の経過年数や施設整備・維持管理・運営管理の状況、市民アンケートの結果から、地域に身近な公園の課題を整理します。

■まちの変化への対応

開園から長い年月が経過する中で、市街化が進展したことによる地域の人口や年齢構成、地域コミュニティ、交通網の変化、公共施設や住宅、商業施設、保育施設、小学校、学童保育施設等の子育て関連施設の有無など、公園を取り巻く環境は大きく変化しています。

まちの課題解決に寄与できるよう、画一的な整備でなく、地域に求められるあり方に公園を変えていく、地域や関係者が柔軟に公園を使いこなせるようにする、などの対応が必要となっています。

Column

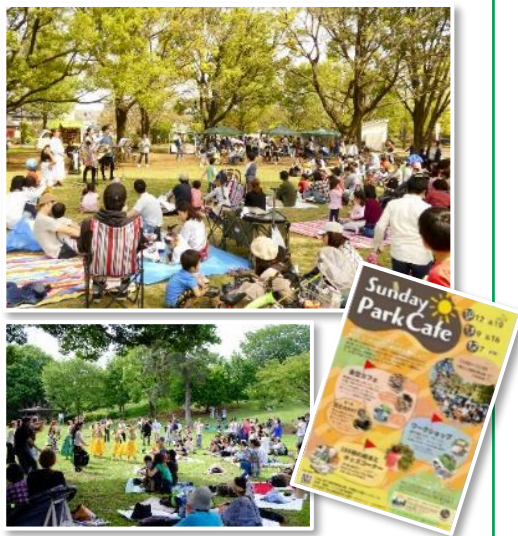
まちづくりにおける公園への期待

公園には多くの人と新たに連携する、コミュニティを広げる、次世代につなぐ誇りと愛着を地域の方々と育んでいくなど、様々なチャンスがあります。チャンスを活かすことによって公園利用の可能性が広がり、まちが元気になった事例を紹介します。

○東京都武蔵国分寺公園

公園に「あったらいいな」とワクワクすることをみんなで考え・つくり・楽しむ市民企画プロジェクトが行われています。Sunday Park Cafe は、交流しながら楽しく過ごしたいという声から生まれ、地元のキッチンカーが出店し、ワークショップやライブが行われています。この他、ウクレレを楽しむ「うくフェス」、地域のアーティストによる「てのわ市」など多彩なプログラムが、公園に常駐するパークコーディネーターの伴走支援により実現しています。

公園での活動が地域ににじみ出て、まちを変えていく原動力にもなっています。



○東京都豊島区南池袋公園

東京電力の変電所移転をきっかけに6年半公園を閉鎖しその間、公園の再整備を検討しカフェの導入や夜間閉鎖、自転車駐輪場の建設、備蓄倉庫の整備等を行いました。

その結果、常に賑い、人の目があること、また芝生の整備によりオープンかつ魅力的な空間になったことで、来園者の内容が大きく変化しました。(子育て世代・若者・区外からの来園者増加) 周辺の不法駐輪は無くなり、災害時には帰宅困難者対応も可能な防災拠点のひとつとなりました。公園がエリア全体の価値を向上させたことで、その後の豊島区の「公園がまちを変える」政策の発端となりました。

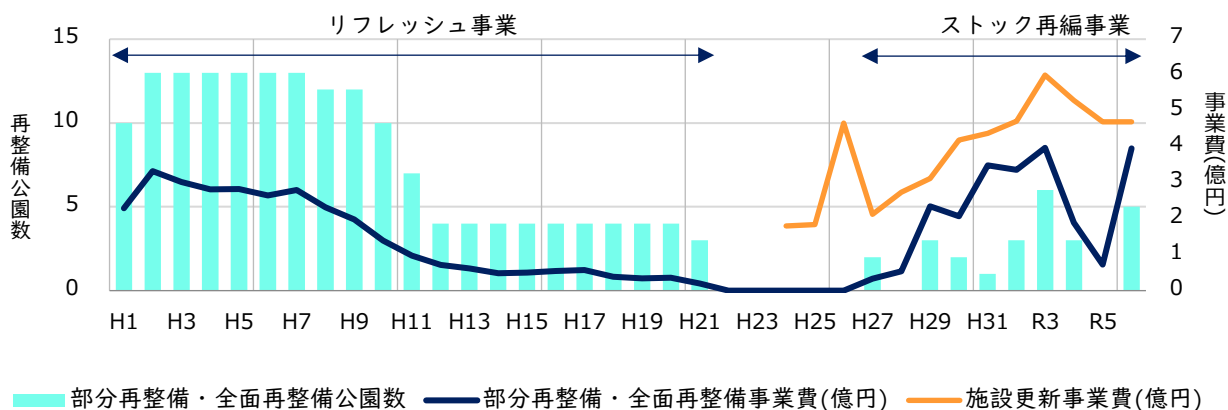


■限られた空間の活用

公園自体が狭い、レイアウトが利用しにくいといったアンケート結果にあるように、公園の使いにくさが課題となっています。公園の利用目的や用途を特化することで限られた空間を有効に活用し、地域のやりたいことが実現できる公園に変えていくことが必要となっています。

■公園全体の老朽化への対応

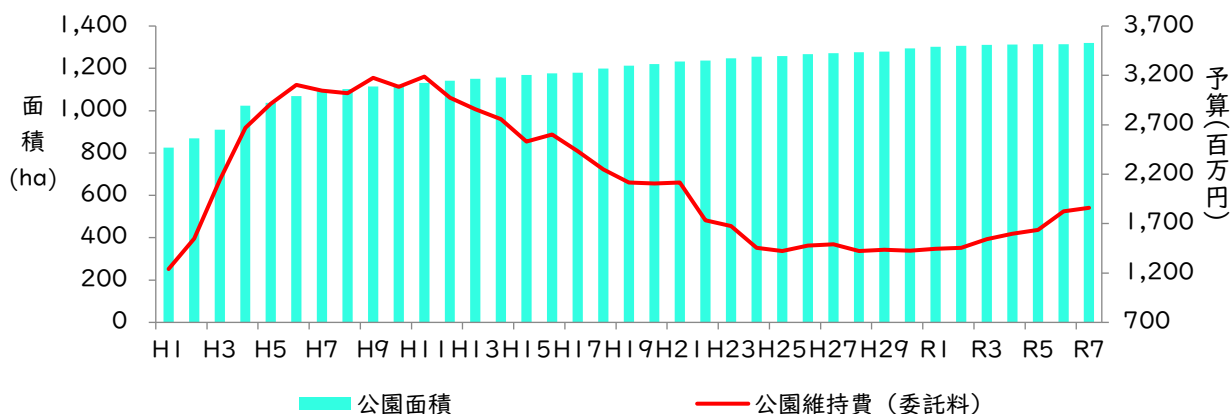
開園から40年以上経過している公園が全体の約6割（921か所）となっている中、リフレッシュ事業やストック再編事業による面的な再整備（部分再整備・全面再整備）では対応できる公園数が限られており、ここ10年では年平均2公園しか再整備できていません。そのため、計画的に再整備を進める必要があります。



■平成元（1989）年以降の再整備公園数と事業費の推移

■限られた予算への対応

現状の公園ストックに対し再整備や公園を安全・安心に利用してもらうための、除草・清掃、樹木管理、施設管理など、様々な維持管理にかけられる予算が限られており、公園施設の量の適正化や省メンテナンスなどを考慮する必要があります。



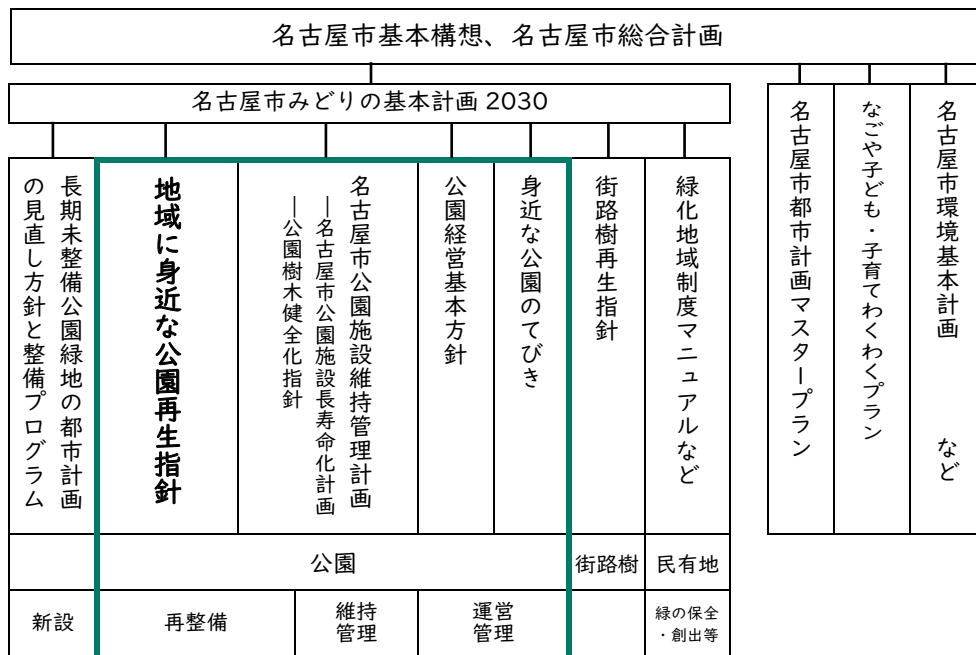
■平成元（1989）年以降の公園面積と維持管理費の推移

第2章 基本的な考え方と方針

地域に身近な公園の再生を進めるため、目指す姿、再生の進め方を整理します。

1 指針の位置づけ

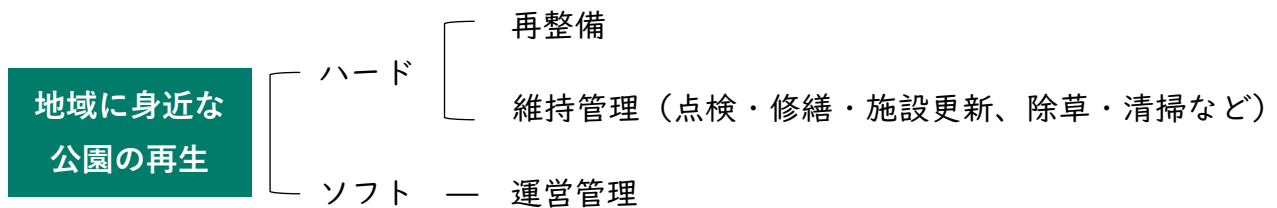
地域に身近な公園再生指針は、「名古屋市みどりの基本計画 2030」を上位計画とし、公園施設維持管理計画、公園経営基本方針などに並ぶものとなります。



※ 地域に身近な公園の再生の事業範囲

■ 本指針の位置づけ

関連計画等と調整をはかりながら、地域に身近な公園の再生をハード（再整備・維持管理）とソフト（運営管理）の両輪で進めていきます。



■ 地域に身近な公園の再生の取組み

2 指針の対象

市の公園数の9割以上を占める街区・近隣・地区公園など、地域に身近な公園を対象とします。

■本指針の対象とする都市公園の箇所数と面積（令和7年4月1日現在）

種別		内容	箇所数	面積 (ha)	標準面積 (ha)
住 区 基 幹 公 園	街区公園	街区内に居住する者の利用に供する公園	1,257	274.83	0.25
	近隣公園	近隣に居住する者の利用に供する公園	107	177.00	2
	地区公園	徒歩圏域に居住する者の利用に供する公園	29	159.20	4
特殊公園のうち 歴史公園		史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供する公園	3	0.91	—
広場公園		休養施設や修景施設等を主体に配置した公園	3	0.19	—
都市緑地		都市の自然的環境の保全や景観の向上を図るための緑地 ^{※1} 既成市街地等において緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るための緑地 ^{※2}	48	25.49	※10.1～ ※20.05～
合 計			1,447	637.62	

■（参考）本指針の対象外とする都市公園の箇所数と面積（令和7年4月1日現在）

種別		内容	箇所数	面積 (ha)	標準面積 (ha)
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供する公園	10	270.94	10～50
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供する公園	4	71.02	15～75
	河川敷緑地	サイクリング、ジョギング等一般の運動などの利用を目的とし広い河川敷に配置した公園	21	138.22	—
そ の 他		動植物公園、墓園、緩衝緑地、緑道	16	202.40	—
		県営都市公園	4	323.28	—
合 計			55	1,005.86	

3 再生により目指す姿

開園から長い年月が経過する中で公園を取り巻く環境は変化し、生活に身近な存在である公園に対するニーズも変化しています。年齢を問わず多くの人が公園を利用しており、特に小中高生にとっては、学校と家に続くサードプレイスとして公園が利用されています。公園を再生することで新たな価値が生まれ、まちづくり活動においては、公園が変わるとまちが変わる、と大きな期待が寄せられています。

地域に身近な公園の再生を進めることで、まちの変化に対応し、これまで以上に公園が利用され、少子化・高齢化による人口構造の変化に対応しつつ、コミュニティ形成や子育て支援、健康増進、自然とふれあう場となるなど、まちの課題解決に寄与する可能性があります。

個々の公園の特性を活かしながら、再整備、維持管理、運営管理といったあらゆる面から、公園の再生の取組みを進め、地域に身近な公園が暮らしの質を高める魅力的なまちを目指します。



地域に身近な公園が
暮らしの質を高める魅力的なまち

(1) 地域に身近な公園に必要な6つの機能

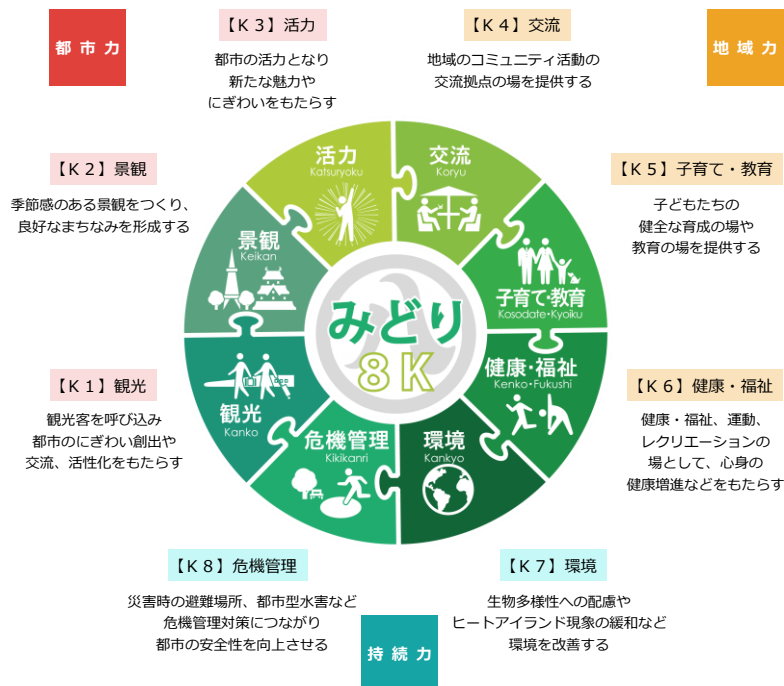
公園の周辺環境等に応じ必要と考えられる機能について、地域に身近な公園に必要とされる6つの機能（賑い活力、地域憩い、子育て遊び、健康運動、環境共生、防災）として設定します。地域に身近な公園の再生により6つの機能を組み合わせて効果的に発揮させることで、公園が暮らしの質を高める魅力的なまちとします。

公園の周辺環境等の例	必要な機能
歴史があり地域の誇りとなっている公園 周辺でまちづくり活動が活発な公園	賑い活力
町内会の祭りなどが行われるような公園 公園周辺の人口が多く、地域住民の関わりが見られるような公園	地域憩い
周辺の年少人口比率が高い公園 保育所や幼稚園、小学校などの教育施設が近くにある公園	子育て遊び
地域における年少人口比率や高齢化率が高い公園 小学校、コミュニティセンターなどの公共施設が近接している公園	健康運動
近隣に他の公園や緑地、河川があり緑の連続性が期待される公園	環境共生
避難場所に指定されている公園 震災時の帰宅支援経路から近い位置にある公園	防 災

Column

みどりにより高める3つの力と多面的な効果

本市のみどりに関する総合的な計画である「名古屋市みどりの基本計画 2030」では、3つの力とみどりの多面的な効果（8K）を設定しています。地域に身近な公園の再生により、特に地域力、持続力を高め「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」の実現を目指します。



■みどりにより高める3つの力とみどりの多面的な効果（8K）

(2) 6つの機能が発揮された公園が暮らしの質を高めるイメージ

それぞれの機能を重視した公園再生を行った場合、どのような効果が期待されるかのイメージを機能ごとに示します。

ア 賑い活力

- ・ 他の地域からも人が集まり公園が賑い、活気あふれる場となることが期待されます。



イ 地域憩い

- ・ 多世代の交流が生まれ、地域の「〇〇したい」が実現できる憩いとくつろぎの場となることが期待されます。



ウ 子育て遊び

- ・ 幼い子どもが保護者や保育者等に見守られ安心して遊べる場となることを期待されます。



エ 健康運動

- 健康遊具の利用や、散策・ボール遊びなどの運動ができる健康増進の場となることが期待されます。



オ 環境共生

- 健全な公園樹木による緑陰が確保され、鳥や虫を呼び込めるような緑化による生物多様性の向上、雨水浸透機能の確保など、環境共生の場となることが期待されます。



カ 防災

- オープンスペース確保、災害対応型施設の設置等により防災上の役割を果たす場となることが期待されます。



(3) 重視する機能と個別最適化

再生にあたっては、6つの機能のどれを重視するか意識して、公園ごとに重視する機能と簡素化する機能を設定し個別最適化をはかり再生します。なお、公園がもつべき機能は公園ごとに1つとは限らず複数の機能やすべての機能をもつべき公園も多く存在します。また、近接する公園の状況も把握し、公園間で機能を分担する考えにも留意します。

4 再生の進め方

目指す姿を実現するための基本方針と進め方を定めます。

まちの変化にあわせて、 公園を地域に求められる姿に変えていく

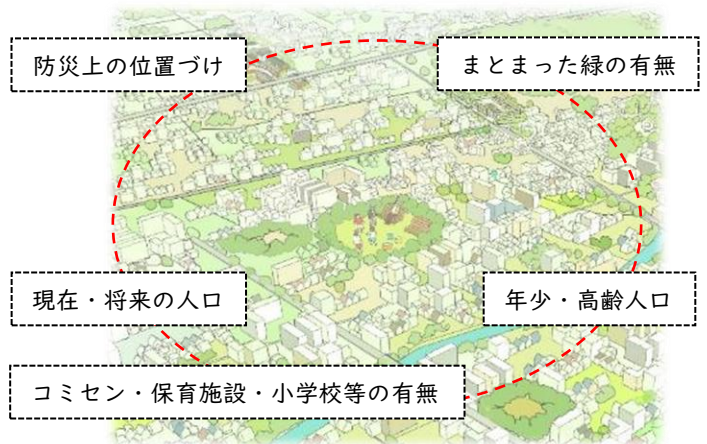
～ 画一から個別最適化した公園に再生 ～

これまでは、市街地の拡大に合わせて、いわゆる三種の神器（ブランコ、すべり台、砂場）に代表されるような画一的な公園の整備により、地域に身近な公園の量的拡大に努めてきました。

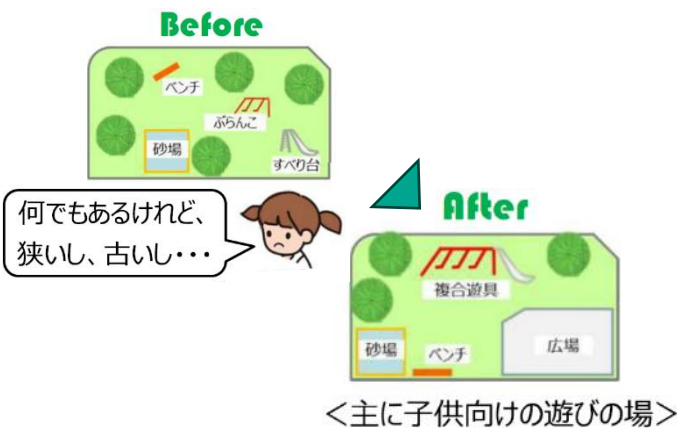
これからは、重視する機能と簡素化する機能を設定するなど、まちの変化に対応して個別最適化した公園として、再整備・維持管理・運営管理により再生することを目指します。

公園をまちの変化に対応させるため、公園周辺の現在・将来人口、周辺の各種施設やまとまった緑の有無、防災上の位置づけなどの各種データから、公園のまわりのまちの変化を公園がもつポテンシャルとして把握し再生を進めます。

6つの機能の視点から、公園間での機能分担も念頭に、公園の特色を伸ばしながら、地域の「〇〇したい」を実現する場所、見通しが良く木陰があり居心地が良い場所、のびのびとボール遊びができる場所、子どもも大人も安心して過ごせる場所、健康増進の場所、鳥や虫が呼び込める場所などを創出し、公園を地域に求められる姿に変えていきます。



■公園のポテンシャル把握のイメージ



■重視する機能と簡素化する機能のイメージ
(国土交通省資料を一部修正)



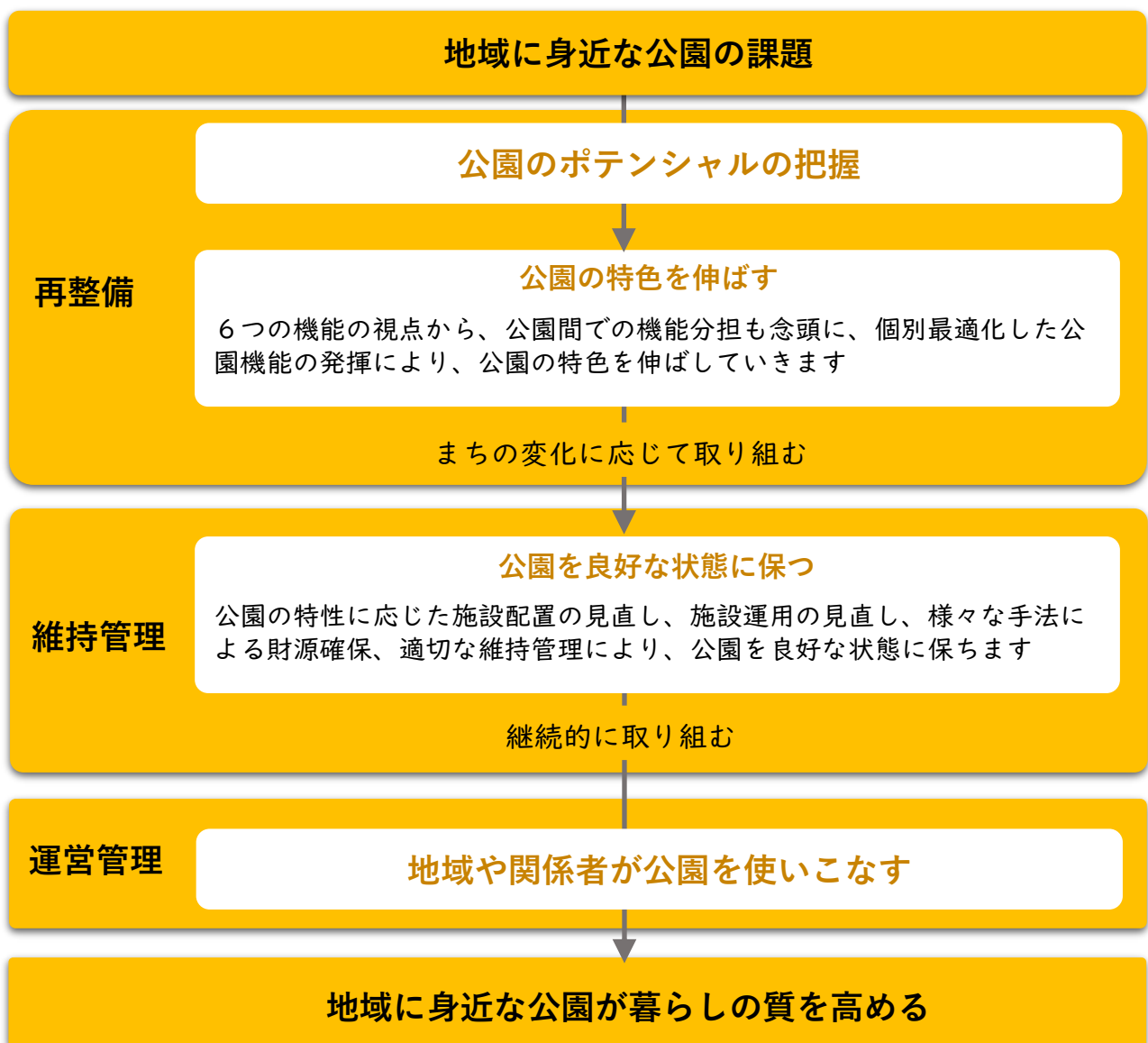
■個別最適化の事例：
移動図書館が来る公園（瑞穂区駒場公園）

また、施設配置の見直し、施設運用の見直し（野球場を野球目的以外でも利用できるようにするなど）や、有料公園施設の利用率の向上、様々な手法による財源確保（駐車場の有料化、受益者負担の視点による料金見直し、ネーミングライツによる収入の増加など）、効率的な維持管理により公園を良好な状態に保ちます。

公園は誰でも自由に使える空間であるという視点に立ち、地域や関係者が公園を使いこなせるような運営管理にも取り組んでいきます。



■施設配置の見直しの事例：
原っぱの公園（東京都足立区入谷町屋公園）



■再生の進め方

第3章 再生の取組み

地域に身近な公園の再生に向けて、ポテンシャルを把握したうえで、地域の「〇〇したい」を実現するために地域等と調整しながら再整備を行い、維持管理・運営管理につなげていきます。

また、再生を進めるために行政コストの最適化と公園ストックの最適化による総合的なマネジメントを行います。

1 ポテンシャルの把握

客観的な指標（公園周辺の現在・将来人口、行政計画、周辺の各種施設、まとまった緑の有無や災害リスクなど）から、各公園がもつポテンシャルについて、点数化して把握することとします。

地域に身近な公園は、都市公園の種別としては、地区公園、近隣公園、街区公園などに分けられます。街区公園については、面積規模として狭小な公園もあれば、標準面積(2,500㎡)を大きく超えるような公園もあります。大きな公園も小さな公園も同じように再生を進めるために、面積規模に応じた2つの公園タイプに区分し、区の公園数のバランスを踏まえ特定の区に再整備が偏らないように配慮しつつ、2つのタイプにおいてそれぞれ、ポテンシャルが高い公園から特色を伸ばす再整備を行っていきます。

地域に身近な公園（大）		地域に身近な公園（小）	
名称	得点	名称	得点
◎◎公園	44	○○公園	44
☆☆公園	43	△△公園	42
◇◇公園	41	□□公園	40
・	・	・	・
・	・	・	・

■特色を伸ばす再整備を行う優先順位のイメージ

■公園タイプと箇所数（令和7年4月1日現在）

公園タイプ	配置や規模	面積	箇所数
地域に身近な公園（大）	<ul style="list-style-type: none"> 各学区に1か所以上 主に地区公園、近隣公園、概ね5,000㎡以上の街区公園 	441.83ha	334か所
地域に身近な公園（小）	<ul style="list-style-type: none"> 主に5,000㎡未満の街区公園 	195.79ha	1,113か所

2 公園の特色を伸ばす再整備

地域や関係者に公園のポテンシャルを示したうえで、地域の声を聞きながら公園の特色を伸ばす再整備を行います。

(1) 地域等との調整

地域に身近な公園の再生に向けては、地域の声を聞きながら現在の公園の利用状況を把握するとともに、再生後の公園がどのように使われるかを想定することが必要です。地域団体に加え、考えられるステークホルダー*にコンタクトし、幅広く声を聞きます。

地域等との調整にあたっては、公園の周辺環境等から客観的に把握した公園のポテンシャルを示しながらアンケートやワークショップなどを行い、公園に期待される機能が十分発揮されるような再整備につなげていきます。



■地域に身近な公園のステークホルダー

*組織やプロジェクトにおいて、その組織等が行うことの意味決定に関与しているか、または活動に直接・間接的に利害（ステーク）を受けるすべての個人・グループのこと。公園のステークホルダーには、公園に強い関心を示す市民、事業者等の多様な主体が想定される。

地域に身近な公園は、いつでも・誰でも利用できるオープンスペースです。そのため、面積が小さい公園は、周辺に住宅等が隣接していることから公園利用に伴う騒音などへの対応について、地域からの要望をいただくことが多かったです。ゆずりあって利用していただくことが原則であっても利用者間のトラブルが発生したりすることがあります。

そのため、他都市の取組み事例として、東京都世田谷区では、公園に関係する人達がお互いの立場を思いやれる看板表示の作成・設置を目標としたガイドラインを作成し、公園に設置する看板内容の背景を利用者の方々に理解してもらうとともに、禁止事項をただ列挙するのではなく「できること」を示すなどの工夫をしています。

本市においても、公園の使い方をわかりやすく伝える看板の雛形を作成し、公園を管理する各区の土木事務所間で共有を進めています。

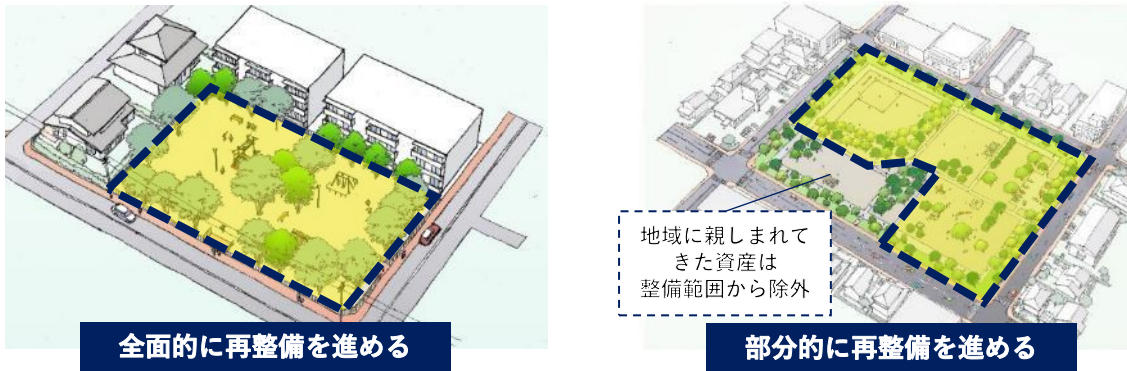
一方で、看板を設置するということは、公園の使い方やルールを決めることにもなります。現在、本市の公園に設置している看板は、公園周辺の住民の方々や利用者からの要望に応じて設置してきたものです。設置された経緯を振り返りつつ住民の方々や利用者の声を聞き、それぞれの公園の個性を尊重しながら、利用マナーの向上をはかり、公園が誰にとっても気持ちの良い空間になるようにしていきたいと考えています。



■世田谷区立公園等における看板標示ガイドライン

(2) 整備範囲の設定

地域に身近な公園の再整備にあたっては、地域に親しまれてきた花の名所や野鳥観察のできる池、並木道の景観、プレイマウント（富士山すべり台）などは、再整備の範囲から除外し、必要十分な整備範囲において、使いやすい公園に向けた工夫、まちの変化に合わせた対応を進めます。



■再整備の範囲の考え方

(3) 再整備の内容

ア 賑いのコーナー

「賑い活力機能」の発揮が求められている公園を中心に、学区内外からの公園利用を想定して、まちとつながった広場（オフィス街や駅、商店街、歴史観光資源などとのつながり）を確保することで、地域活性や地域の誇りとなる場としての特色を伸ばします。

- ・見通しがよくアクセスしやすい広場を確保することや隣接する民間施設との相互利用ができるようにすることで、まちと公園がシームレスにつながり公園が便利に利用できる環境を整える。
- ・舗装の広場を整備することで、マルシェ等のイベント、キッチンカー設置がより行いやすい環境を整える。



■賑いのコーナーのイメージ

(左：北区大曽根ふれあい公園、右：中区下園公園)

- ・公民連携による販いコーナー（設置管理許可制度を活用した飲食施設等）の整備を促進する。
- ・地域や関係者が公園を使いこなせるように、コミュニティサポーター^{※1}や地域まちづくりアドバイザー^{※2}とも連携し、支援できる環境を整える。



■販いのコーナーのイメージ
（堺市原山公園）

イ 憩いのコーナー

「地域憩い機能」の発揮が求められている公園を中心に、コミュニティセンター、児童館、図書館、福祉施設などとの相互利用を想定して、地域の「〇〇したい」が実現できる交流の広場を確保することで、地域コミュニティの場としての特色を伸ばします。

- ・日射や突然の雨などに対応できるような屋根付き休憩所、テーブル付きベンチが配置されており、気軽におしゃべりできる環境を整える。
- ・多目的に利用できる広場を確保することで、多世代との交流促進や、他分野（移動児童館、移動図書館や子ども食堂など）との連携による交流促進が生まれる環境を整える。
- ・地域や関係者が公園を使いこなせるように、コミュニティサポーターや地域まちづくりアドバイザーとも連携し、支援できる環境を整える。



■コミュニティセンターに隣接した公園の広場
（緑区新海池公園）



■憩いのコーナーのイメージ（瑞穂区駒場公園）



※1：地域コミュニティの活性化を目的に、学区連絡協議会や町内会・自治会など地域団体の活動を支援する職員のこと。地域団体の相談を受け、地域が主体となって取組む事業や団体運営についてアドバイスを行い地域コミュニティの活性化を図っています。

※2：都市センターが派遣する都市計画・建築・まちづくり活動などの専門家のこと。地域まちづくり団体の組織づくりや計画づくり、運営にアドバイスを行い、地域まちづくり（地域がよりよくなるために地域のかで地域を育てること）を支援しています。

ウ 子育て支援コーナー

「子育て遊び機能」の発揮が求められている公園を中心に、近所の未就学児の親子、保育園等の園庭利用など、乳幼児の重要な外遊びの場としての特色を伸ばします。

- ・利用年齢を想定したゾーニングを行い移動動線が交錯し事故が起こらないような遊び場環境を整える。
- ・大人の目が届きやすい範囲に遊具等が配置されており、安心して子どもを遊ばせ見守ることができる環境を整える。



■子育て支援コーナーのイメージ
(中村区横井山緑地)

エ ボール遊びコーナー・健康運動コーナー

「健康運動機能」の発揮が求められている公園を中心に、小中学生の放課後利用、コミュニティセンターとの相互利用を想定して、小学生等がボール遊びを元気いっぱい楽しめる場、だれもが安心して気軽な運動ができる環境を確保することで、身近な健康増進の場としての特色を伸ばします。

- ・公園に隣接する住宅等と適切な距離を確保した位置に飛び出し防止のためのフェンス付き広場を設けることで、安心してボール遊びができる環境を整える。
- ・公園内を安心して周回できる園路、ストレッチ系の健康遊具を配置することで、誰もが気軽に軽い運動ができる環境を整える。
- ・ラジオ体操やグランドゴルフなどに活用できる広場を確保し、他分野との連携により地域の健康づくりの場となるような環境を整える。



■ボール遊びコーナーのイメージ
(東京都大田区蒲田本町二丁目公園)



■健康運動コーナーのイメージ
(熱田区神宮東公園)

オ 自然ふれあいコーナー

「環境共生機能」の発揮が求められている公園を中心に、周辺の他の公園、樹林地、河川、農地などとの緑の連続性に留意し、公園内の既存の樹林地等の保全と健全化に努めることで、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の向上、雨水浸透などの機能発揮の場としての特色を伸ばします。

- ・季節の草花を楽しめる場を整える。
企業と協賛スポンサー花壇の展開を図る。
- ・過度に手を入れず、自然の中で遊べる場や昆虫や鳥などの生息空間として管理していくことも検討する。
- ・緑のまちづくり活動団体との協働により自然観察会などのイベントを行い、自然とふれあうきっかけづくりや担い手確保をするなど、緑のまちづくり活動のすそ野を広げる。また、学校や地域と連携しながら活動への支援を進める。



■過度に手入れしない植樹帯のイメージ
(東京都武蔵野中央公園)

カ 災害対応型施設

「震災に強いまちづくり方針」において、広域避難地、一次避難地として位置づけられている公園を中心に、地域特性を踏まえたうえで、十分なオープンスペースを確保しつつ、災害対応型施設の導入を進めることで、応急的な救助活動のための空間として活用できるよう機能を高めていきます。

- ・災害時に炊き出しができるかまどベンチや救護テントとなる防災パーゴラ、停電時にも点灯するソーラー式公園灯などの施設を整備することで、公園の防災機能が発揮される環境を整える。
- ・トイレの更新時には、災害対応型トイレへの建替え、給排水管の耐震化などを図る。



■かまどベンチ
(中村区米野公園)



■防災パーゴラ
(昭和三川名公園)



■災害対応型トイレ
(昭和三川名公園)

3 維持管理

遊具、トイレ、駐車場、有料のスポーツ施設の更新等の機会を捉えて、限られた空間を有効に活用できるように施設の見直しや更新等を進め、施設の有料化等による収益は公園の整備・維持管理に還元し、公園を良好な状態に保っていきます。

ア 遊具等の更新等（長寿命化）

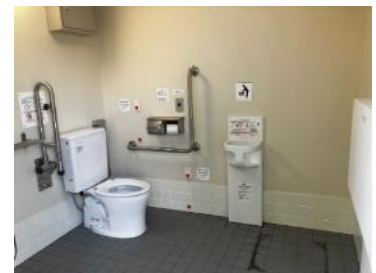
公園利用者が安全に遊具等を利用できるように、「公園施設維持管理計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減や経費の平準化を図りながら予防保全型管理による遊具等の再生を進めます。施設更新の機会を捉え、施設総量の抑制を図るとともに使い勝手のよい遊具配置を目指します。

- ・遊具等の長寿命化を図るため耐久性の高い施設への更新を進める。施設更新の機会を捉え年齢層によるゾーニングを考慮しながら、公園内の遊具配置を整える。
- ・施設のダウンスケール（砂場を小さくする、複数の遊具を複合遊具 | 基にまとめるなど）や、公園間での役割分担（広場を重視する公園は遊具を減らすなど）を検討する。

イ トイレの更新等

公園利用者が快適にトイレを利用できるように、「福祉都市環境整備指針」に基づき、建替え時にはバリアフリー化を進めます。トイレの更新の機会を捉え、利用状況に応じて施設総量の抑制を図ります。

- ・築年数や公園の位置づけ（避難場所指定、スポーツ施設の有無など）を踏まえ、トイレの建替えや改修を進める。
- ・施設総量の抑制の観点から統廃合（同一公園内の複数のトイレを1棟にまとめる、近接する公園にもトイレがある場合は廃止するなど）についても検討する。



■車いす対応トイレ
(中川区八家公園)

ウ 広場の更新等

公園利用者が快適に広場を利用できるように、雑草の繁茂、排水不良がある広場については、表層を改良します。また機会を捉え、「福祉都市環境整備指針」に基づき、公園施設のバリアフリー化、利用状況に応じた広場の拡張も検討します。

- ・広場再生にあたっては、維持管理が容易な構造の検討（雑草が繁茂しにくい表層）、雨水排水施設の改修などを進める。
- ・公園出入口の段差解消、主要公園施設までのアクセスルートの確保を進める。
- ・利用を勘案し、ニーズと乖離した施設（草が繁茂した砂場、利用が見られない遊具など）の撤去・移設などにより広場の拡張を検討する。



■広場の更新
(熱田区玉の井公園
更新前(上)・後(下))

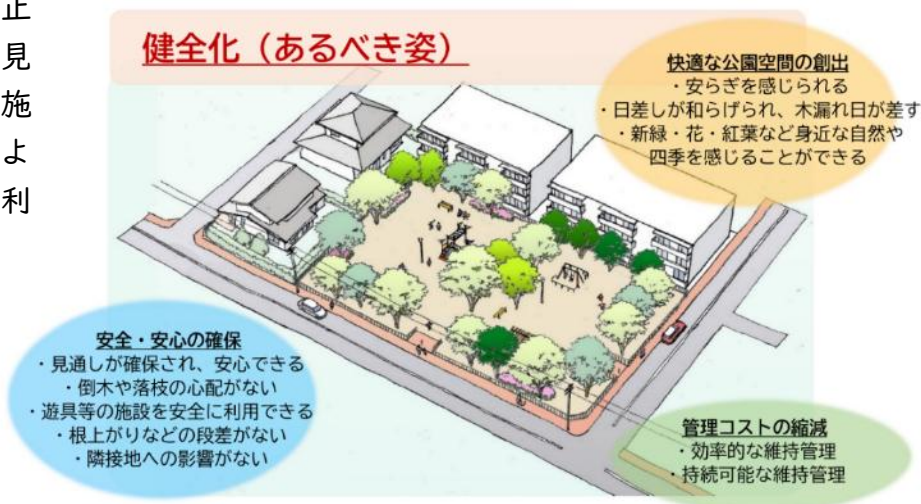
エ 緑陰空間の更新等（公園樹木の健全化）

公園樹木が健全で美しい状態となり、公園利用者が安心して過ごせるように、「公園樹木健全化指針・公園樹木健全化なごやプラン」に基づき、公園樹木を再生・保全・育成します。快適な公園空間の創出、安全・安心の確保、管理コストの縮減をはかります。

・身近な自然や四季を感じることができ、快適で魅力的な空間とする。

・樹木の事故を未然に防止するとともに、公園内の見通しを確保し遊具等の施設が安全に利用できるよう、公園を安全・安心に利用できる空間とする。

・樹木の配置、間隔、密度の適正化により、管理する樹木の総数や隣接地への越境等を減らす。



■公園樹木健全化指針

オ 駐車場の更新等

幅広い公園利用者が適切に利用できるように、「公園経営基本方針」に基づき、公園利用にかかる公平性の確保や行政財産の有効活用の観点から駐車場の有料化や需給バランスの最適化を検討します。有料化に伴う収益については、公園の整備・維持管理に還元します。

・すべての公園駐車場について、原則有料化を検討する。

・需要が高い駐車場の料金見直し、施設利用率が高い駐車場における台数不足の解消を進める。



■駐車場有料化による管理の適正化（熱田区神宮東公園、有料化前(左)、有料化後(右)）

カ 有料のスポーツ施設の更新等

公園利用者が安全に施設を利用できるように、「公園施設維持管理計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減や経費の平準化を図りながら予防保全型管理による施設の再生を進めます。施設更新の機会を捉え、施設の利用状況やスポーツレクリエーションに対するニーズを把握し、施設運用面での工夫をすることで利用率向上を目指します。受益者負担の原則に基づく料金見直しなどの収益については、公園の整備・維持管理に還元します。ニーズが低い場合は施設の廃止、ボール遊び広場や遊具広場などへの機能転換を検討します。

- ・施設利用率、競技者人口の変化、多様なスポーツにふれあう機会の提供といった点を踏まえ、他施設への転換や、施設運用面での工夫（野球場を野球目的以外でも利用できるようにするなど）を検討する。

Column

広域の拠点となる公園で検討する再整備内容

本市には地域に身近な公園以外に総合公園、運動公園などの広域の拠点となる公園があります。以下のような施設は、主にそのような公園で整備を検討します。

○ドッグラン

- ・鳴き声等の課題があり、地域や公園利用者の理解が不可欠になります。設置、運営にあたっては、犬が走り回れる一定の広さの確保や、犬に関する専門的知識を持った管理者の常駐、駐車場の確保等が必要となります。
- ・公園内にドッグランを設置する場合には様々な課題があることから、総合公園などの規模が大きな公園を中心に検討を進めます。



■ドッグラン（西区庄内緑地）

○アーバンスポーツ※広場

- ・騒音や利用マナー等の課題があり、地域や公園利用者の理解が不可欠になります。夜間閉鎖を基本とし、受益者負担による維持管理（簡便な方法で使用料徴収できない場合は無料も選択肢となる）の検討が必要です。

※本市の総合計画では「広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなど、都市住民が参加しやすい都市型スポーツ」として定義され、ボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、スケートボード、3×3バスケなどがあげられています。



■スケートパーク（中区若宮大通公園）

4 運営管理

これからの公園は、まちの変化に対応し暮らしの質を高める場となることが期待されます。これまでの「つくり、守る」という視点に「育て、活かす」という視点を加え、地域に身近な公園が、誰でも自由に、もっと使いやすく、もっとやりたいことを実現できるような場となるように、ステークホルダーとの協力関係の構築を進めます。

ア 公園を楽しむきっかけづくり

公園をもっと身近に感じ楽しく利用してもらうために、様々な情報発信、利用ルールの分かりやすい表現など公園に関わるきっかけづくりに努めます。

- ・ピクトグラムを用いるなど、公園でできることをわかりやすく表現した看板の設置等を地域の協力を得ながら進めていく。
- ・現地の掲示物に二次元コードを載せることにより、公園のなりたちや魅力、市の制度や取組み等の情報をその場で入手し、理解を深められる機会を増やす。
- ・情報誌や市のウェブサイト、SNS 等様々な媒体を活用し、市内の公園等の魅力や公園の楽しみ方を伝える。
- ・地域や関係者が相互に交流や学びができる場を提供し、公園の運営管理の新たな担い手となりうる人々が公園と出会えるきっかけづくりと、公園の活用や公園の応援といった次の段階につなげる仕組みづくりを行う。



■ 身近な公園のてびき



■ 愛護会交流会
(中村区中村公園)

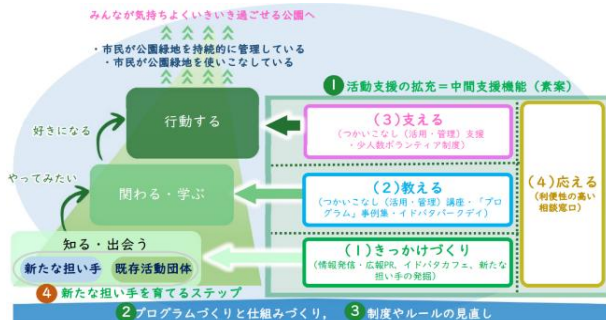
Column

公園等における持続的な協働の取組について

他都市では、協働の取組を次の世代へと引き継ぎ、さらに発展させていくため、活動の支援を継続することに加え、協働の取組みの持続性を確保する事例もあります。

○神奈川県川崎市「公園等における持続的な協働の取組」

新たな担い手が公園で活動するまでのステップを整理し、既存の取組みも含めた中間支援機能（素案）により、ステップごとに適切に支援することで誰もが公園でいきいき活躍できる「新たな担い手を育てる仕組みづくり」を行っています。



■ 「新たな担い手を育てる仕組み」の全体像



■ きっかけづくりの事例
イドバタカフェの実施の実施

イ 公園を活用する仕組みづくり

地域や関係者が、公園のポテンシャルに気づき、主体的に公園を使いこなせるような仕組みづくりを進めます。

- ・環境、教育、福祉、健康などの分野においても、公園を活用することで新たな発見や学びが生まれ、地域まちづくりの推進や地域コミュニティの活性化につながるようはたらきかける。 ■地域の手作りマルシェのイメージ
- ・コミュニティサポーターや地域まちづくりアドバイザーとも連携し、地域コミュニティの活性化や地域まちづくりの推進につながる公園の利活用について、地域が気軽に相談できる仕組みを整える。
- ・公園を活用するために必要な手続き等をわかりやすく案内するとともに、各種手続きのDX化を進める。
- ・新規整備や再整備のタイミングを捉え、地域等が利用ルールを考える機会をつくる。



Column

整備後の公園をもっと楽しむために

瑞穂区駒場公園では、地域と行政が一緒になって公園の整備計画を検討し地域のやりたいコトを反映した公園づくりを行いました。公園の完成に合わせて、公園づくりに参加した地域の人たちが愛護会を結成し、公園をきれいにする活動とともに、様々なイベントの企画を行うなど、名古屋市との協定により、これまでできなかったコトや公園の新しい利用の仕方などを実現し、公園を地域の庭として楽しく利用しています。



■愛称の設定

愛称を設定することで、より公園に愛着がわきます。



■ルールづくりで公園を楽しく使えるように

地域と市で合意形成のうえ「ボール遊びは柔らかいボールを使うこと」や「舗装スペースでのタイヤの付いた乗り物遊びは小学生以下」と利用ルールを定めています。協定を取り交わし愛護会器具庫に誰でも使える柔らかいボールを保管しています。

■イベントの開催やキレイな公園づくり

清掃活動や花壇づくりとあわせて、段ボール遊びや工作、紙芝居などのお楽しみイベントを行っています。

ウ 公園を応援する仕組みづくり

地域住民や企業等が地域の庭として公園を持続的に支え応援できるように、多様な主体が関われる仕組みづくりを進めます。

- ・公園で活動したい人（花を育てる、マルシェや自然観察会を開催するなど）と活動できる場所をマッチングする。
- ・地域の主体的な活動（公園で安心して子どもが遊べるように遊具広場を見守る、若者が活発に交流できるように運動施設を運営するなど）を運営管理の仕組み（協定等）で整理する。
- ・ベンチ、遊具、花苗などの寄附を個人や企業等から募り、公園への愛着心の向上につなげる。
- ・公園を応援する活動を表彰し、更なる活動意欲の向上を図る。



■ スポンサー花壇の植付
(中村区六反公園)



■ 都市緑化有功者表彰の様子

Column

公園がつなぐコミュニティ

天白区細口池公園では、池の周囲にウォーキングコースが整備され、広場、テニスコートなどの運動施設が充実していることに加えて、コミュニティセンターがあります。また、公園に接し学童保育施設が立地しています。公園をフィールドとする様々なステークホルダーが公園を中心につながることで、地域コミュニティ形成の場となっています。

- ・障害のある子もない子と一緒に遊べるインクルーシブな公園※を目指し令和2年の再整備から遊び場づくりに関わっています。
- ・遊ぼう会の開催など、遊び場を使う子どもたちを見守る活動をしています。

- ・生物多様性センターと協働で池を再生し10年ぶりにツバメのねぐら入りが見られました。
- ・学童保育施設やトワイライトスクールの子どもたちも一緒に生きもの観察をしています。



- ・市のスポンサー花壇事業で、一度は廃れたスイセンを復活させました。
- ・桜とスイセン、同時にお花見ができます。

- ・公園にやって来た地域の子どもたちのようすも見守っています。

※ 周辺の各種施設の状況や公園までのアクセス性、園内移動の円滑性、「見守り」等の体制が整えられる公園においてインクルーシブ遊具広場導入を検討します。

5 総合的なマネジメント

地域に身近な公園の再生にあたっては、公園の整備、維持管理、運営管理に係る全体の行政コストを最適化していくことが必要です。

- ・公園の整備にあたっては、本市の公園整備費の多くを占める新規公園整備について、街区公園の適正配置には引き続き取組みながら、長期未整備公園緑地の事業推進の見直しを行い、既設公園の再整備を拡充することについて検討する。



■公園整備費の割合の見直しイメージ

また、既設公園の再整備により、公園の機能を個別最適化し、施設総量を抑制するなど、公園ストックの最適化の取組みも必要です。公園の状況によって地域のニーズと乖離し全く活用されていないなどの場合は、他用途の公共施設等とすることも考えられます。

行政コストの最適化と公園ストックの最適化による総合的なマネジメントを進めていきます。

公園を取り巻く状況

(1) 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言

国土交通省では、公園が時代の変化や多様化するニーズに対して、十分にそのポテンシャルを活かしきれていないという課題意識から、令和3年度から4年度にかけて、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を設置・開催し、令和4年10月に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方検討会 提言」をとりまとめ・公表しました。本提言では「都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」を基本的な考え方に据え、従来の都市公園の整理・管理運営から、「都市アセットとしての利活用」、「画一からの脱却」、「多様なステークホルダーの参画」の3つの変革が求められることを示しています。

同提言の中でも、柔軟な管理運営の基盤となる、整備に関連の深い重点戦略[1]施策の方向性②「居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり」においては以下のような取組を推進する必要があるとされています。

- 公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- 公園利用者の安全・安心の確保（防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等）
- 政策間連携による社会課題対応型の機能向上（健康、福祉、子育て、教育、地域経済等）

【提言の概要】

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～

明治6(1873)年	大政奉還	都市公園制度の創り	名跡・旧邸宅の跡地を市民の憩いの場として返還し開設。その後、震災時の避難所・防災拠点等として公園整備が進展	都市の近代化、震災復興・被災復興の都市再生
昭和30年代～	都市公園法制定(S31)、都市公園等整備緊急措置法制定(S47)	経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの偏りの整備を急ぐステージ		高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と過密化
平成28(2016)年	「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出ししことを重視する「新たなステージ」へ		人口減少・高齢化、再開発、地方分権、地方自治、国際的な都市間競争、インフラ老朽化と技術革新の加速

ポストコロナの時代における人中心のまちづくりへの機運の高まり	「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり →文芸・演劇空間、保たれた心地よい空間の創出→	地球環境問題の新たな潮流 →人と自然が共生する持続可能なレジリエントな都市の形成→	人口減少、少子高齢化への対応 →全てのこどもの健やかな成長を促すことと地域の活性化→
	新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえたニューノーマル社会への対応 →人中心・市民参加のまちづくり、ニーズに迅速に対応する柔軟なまちづくり→	市民・事業者の意識変化 →参画意識の高まり、市民連携による社会課題解決と新たな市場創出・成長→	デジタルトランスフォーメーションの進展 →取組の仕組みの変革、新たな価値の創出→

新たな時代における都市公園の意義・役割

個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき

持続可能な都市を支える グリーンインフラ	心豊かな生活を支える サードプレイス	人と人のリアルな交流、 イノベーションを生み出す場	社会課題解決に向けた 活動実践の場	機動的な まちづくりの核
-------------------------	-----------------------	------------------------------	----------------------	-----------------

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な3つの変革	都市アセットとしての利活用 まちの資産とする 公園のストックを地域の資産と捉え、機動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高める	画一からの脱却 個性を活かす 公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する	多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める
------------------------	--	---	---

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

<p>重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場 とする</p> <p>公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、Nbs(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況や管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。</p> <p>①グリーンインフラとしての保全・利活用</p> <p>○グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定 ○緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用 ○緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化</p>	<p>②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり</p> <p>○公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生 ○公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等) ○政策間連携による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)</p>	<p>⑦公園DXの推進</p> <p>デジタル技術とデータの活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。</p> <p>施策の方向性</p> <p>○公園に繋がるデータのデジタル化、オープンデータ化 ○データを活用したEBPM ○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用 ○デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)</p>
<p>重点戦略【2】 しなやかに使いこなす 仕組み をととのえる</p> <p>公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。</p> <p>③利用ルールの弾力化</p> <p>○画一的な利用ルールの見直しの促進(公園条例の方向性や選択肢の提示等) ○利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)</p> <p>④社会実験の場としての利活用</p> <p>○公園での社会実験の事例・成果の共有(公開事例の方向性や選択肢の提示等) ○多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(パークラボ)</p>	<p>重点戦略【3】 管理運営の担い手 を広げ・つなぎ・育てる</p> <p>公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等し、留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を奨励し、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。</p> <p>⑤担い手の拡大と共創</p> <p>○公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化 ○利活用をミッションとする体制構築(中核支援組織との連携等)</p> <p>⑥自主性・自律性の向上</p> <p>○担い手の財政的な自立性の確保(計画的な取組事業実施、広告取組等) ○民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり</p>	

(2) 都市公園の質の向上に向けた利活用の推進

平成29(2017)年の都市公園法改正により、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場と整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度(Park-PFI)」が新たに設けられ、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上をはかることが期待されています。

本市においては、久屋大通公園や鶴舞公園でこの制度を活用した公園整備を進めており、今後は他の公園でも取組みを進めていくことが求められます。

(3) 都市公園におけるバリアフリー化

子ども・子供連れから高齢者まで幅広い年齢層の公園利用者が障害の有無やその他の事情に関わらず、安心・安全で快適に利用できる都市公園の実現に向け、ハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進するため、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(R4.3)国土交通省」が策定されています。

本市においても、「福祉都市環境整備指針(R4.3)名古屋市」に沿った公園整備を進めています。同指針では、園路広場、出入口、階段、駐車場、ベンチ、水飲み、トイレ、情報・案内など、施設ごとの整備の基本的な考え方、整備や配慮が必要な内容を示しています。

(4) 子どもまんなか公園づくり

地域に身近な公園は、子どもが気軽に花や自然とふれあったり、スポーツを楽しんだり、遊具や広場でのびのびと遊んだりすることができる場所です。また、地域のイベントなどの賑いを生む活動を通じ、多様な世代が交流できる場にもなっています。

公園を子どもや子育てをされる方々が安心して過ごせる環境として整えることは、少子化対策の観点からも重要であると考えられます。

都市公園を所管する国土交通省においても、安心して子どもを産み、育てやすい環境整備を進めていくことを大変重要なものとしており(令和5年4月国土交通大臣会見)、「子ども・子育て政策」として、公園等の子どもの遊び場の確保や、公共施設のバリアフリー化を挙げています。また、令和6年度より、子どもや子育て世帯からニーズの高い身近にある都市公園の計画策定・整備等を支援する「子どもまんなか公園づくり支援事業」を創設しています。

本市においても、子育てしやすいまちとなるよう取組みを加速させていくことが求められており、令和7年3月に策定の「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」においても、「地域に身近な公園の再生」が事業として位置づけられています。

(5) 持続可能な都市を支えるグリーンインフラとなる公園

公園は、地域のオープンスペースや緑地空間としての機能を果たすことが期待されています。国土交通省の「地方公共団体等のための「グリーンインフラ実践ガイド」(令和5(2023)年)」では、公園の計画・設計段階から地域住民や民間事業者など多様な主体と連携し、公園の活用方策や維持管理・運営の方法を検討することで、公園が地域の賑いの拠点としての多面的な機能を発揮できるとされています。

さらに、周辺的环境に配慮し、防災や生物多様性の保全など地域課題の解決につながる整備を行うことによって、価値を高めることが期待されています。例えば、雨水の貯留・浸透機能を有する基盤材の導入や、地域の自然をモデルにした植栽を取り入れるといった取組みが紹介されています。

本市でも、今後の公園の整備にあたっては、グリーンインフラの視点を加え、賑いの形成や防災機能の向上、生物多様性の保全といった都市の魅力向上を図りつつ持続可能な都市を実現するための公園づくりが求められています。

公園 多面的な機能を有する公園の整備・活用【基本的な考え方】

グリーンインフラ実践の基本的な考え方

- 公園は、地域の貴重なオープンスペースや緑地空間として機能している。
- 計画・設計段階から地域住民や民間事業者など、多様な主体と連携しながら、公園の活用方策や維持管理・運営の方法を検討することで、地域のにぎわいの拠点としての機能など、公園の有する多面的な機能を発揮させることができる。
- さらに、周辺的环境に配慮した設計や防災や生物多様性の保全などの地域課題の解決につながる整備を行うことによって、価値を高めることが期待される。
- Park-PFI制度や指定管理者制度を活用することによって、柔軟な公園の活用や維持管理活動の継続的な実施につながる場合もある。

	グリーンインフラ実装のポイント	主な事例
計画・設計	①住民参加による計画づくり	● 泉佐野丘陵緑地 ● 安高遺跡公園
	②周辺空間の一体的な活用	● 富岩運河環水公園 ● 葛西臨海公園
	③民間事業者と連携した事業スキーム	● 佐世保中央公園 ● こすぎコアパーク
施工	④生物多様性に配慮した公園の整備	● 新宿中央公園 ● 尼崎の森中央公園
	⑤雨水貯留・浸透機能の向上	● 泥亀公園 ● 美里なかぼる公園
	⑥多世代が利用しやすい空間の創出	● 花園公園
維持管理	⑦地域の連携による維持管理	● 千葉市パークマネジメント ● 古河公方公園
活用	⑧運営体制の構築	● としまみどりの防災公園(IKE-SUNPARK) ● 狭山丘陵 ● 西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園

住民参加による計画づくり ～泉佐野丘陵緑地～



【出典】大阪府泉佐野丘陵緑地ウェブサイト <http://izumisano-kyuryo.jp/>

雨水貯留・浸透機能の向上 ～泥亀公園～



提供・横浜市

運営体制の構築 ～狭山丘陵～



【出典】特定非営利活動法人NPQbirthウェブサイト <https://www.npo-birth.org/>

■地方公共団体等のための「グリーンインフラ実践ガイド」 出典：国土交通省資料

■ 客観的な指標を用いた公園のポテンシャル評価

地域に身近な公園の再生に向けて、下表の評価の視点を用いて公園ごとにポテンシャルを点数化し、特定の区に再整備が集中しないように配慮しつつ、特色を伸ばすための再整備を行う優先順位を設定します。また、公園の整備状況や地域の実情についても考慮します。

■公園のポテンシャル評価の視点

項目	内容
現在・将来の利用可能性	人口（現在）（将来）
	年少人口（現在）（将来）
	高齢人口（現在）（将来）
	従業者数
都市計画や災害避難計画での位置づけ	都市的土地利用が計画されている土地
	居住地的土地利用が計画されている土地
	避難場所指定
	震災時の帰宅支援経路から 500m 以内
周辺の各種施設から考えられる利用可能性	史跡・散策路の有無
	コミュニティセンターの有無
	保育施設在園児数
	小学校・学童保育施設の有無
	公園愛護会等の有無
自然環境のポテンシャル・レジリエンス	まとまった緑の有無
	災害リスクの大小
	浸透適地と浸水深の状況

